

土地区画整理法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律に定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう、

2 前項の事業の施行のため若しくはその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立若しくは干拓に関する事業が前項の事業にあわせて行われる場合においては、これらの事業は、土地区画整理事業に含まれるものとする。

（土地区画整理事業の施行）

第3条

4 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

（施行規程及び事業計画の決定）

第52条 都道府県又は市町村は、第3条第4項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（施行規程）

第53条 前条第一項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土地区画整理事業の名称
- 二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
- 三 土地区画整理事業の範囲
- 四 事務所の所在地
- 五 費用の分担に関する事項
- 六 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項
- 七 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に関する事項は除く。）
- 八 その他政令で定める事項

土地区画整理法施行令（抜粋）

（基準、約款、定款及び施行規程の記載事項）

第1条

2 法第53条第2項第8号（法第67条第2項及び第71条の3第2項において準用する場合を含む）に規定する政令で定める事項は、地積の決定の方法に関する事項とする。